

逗子市総合計画基本構想の一部改定について

1. 改定の趣旨

本市では、市の将来像を描き、併せて、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働をはじめ多様な主体との連携によるまちづくりの推進を図るため、2015年（平成27年）3月に総合計画を策定しました。

総合計画は、基本構想と実施計画から構成されています。基本構想においては、都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」という、いつまでも変わることのない理想像に着実に近づけるため、将来像と分野ごとのめざすべきまちの姿、その実現のための取り組みの方向を示しています。

基本構想は、計画期間が2015年度（平成27年度）から2038年度（令和20年度）までの24年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて8年ごとに見直すこととしています。

この度、策定から8年が経過するため、中期実施計画の策定と併せて基本構想の見直しを行った結果、一部を改定するものです。

2. 基本的な考え方

本市の将来像やめざすべきまちの姿、取り組みの方向を具現化するに当たり、情勢の変化に合わせるなど必要な記載を追加、修正を行うため、現総合計画の基本構想の一部を改定します。

3. 改定の主な内容

(1) 第1章として「基本構想の基本方針」を追加し、「基本構想策定の目的」、「基本構想の計画期間及び内容」、「基本構想の見直し」について明記します。

(2) 第3章 わたしたちはこんなまちにしてい く の改定

第2節共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち について、取り組みの方向1に位置付けられる「生涯学習」と、取り組みの方向5に位置付けられていた「社会教育」を取り組みの方向1に統合します。併せて、取り組みの方向5は「文化財保護」について位置付けます。

(3) 第5章 計画の実現に向けて の改定

デジタル化を推進するにあたり、デジタル技術の活用について追加します。